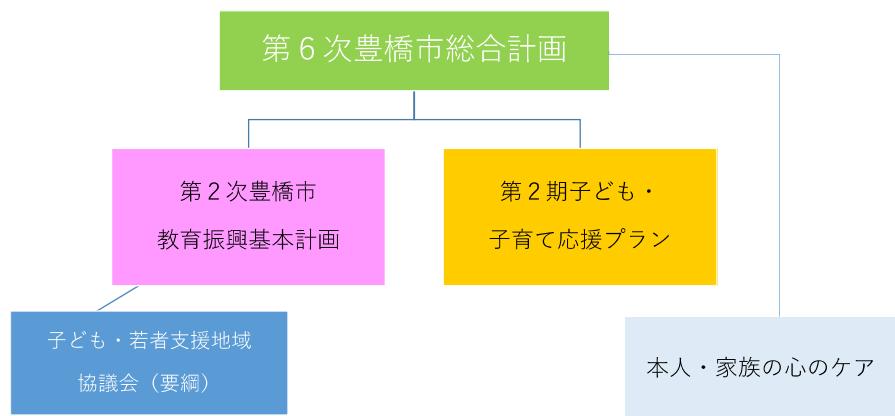


## 豊橋市のひきこもり支援に関する計画等

※義務教育～20代の方を中心としたひきこもり支援に関する計画体系を示しています。



## 第6次豊橋市総合計画

### 1、豊かな人間性を備え、未来を創る人が育つまち

- |                 |           |           |           |               |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|---------------|
| 1 子育て支援・児童福祉の充実 | 2 学校教育の推進 | 3 生涯学習の推進 | 4 科学教育の推進 | 5 子ども・若者の健全育成 |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|---------------|

#### 政策概要

顔の見える関係を地域でつくり、困難を抱える子ども・若者やその家族を理解して支えるとともに、心身ともに健やかに成長しながら前に進むことのできる力を育みます。

#### 取組の基本方針

- 1 青少年の健全育成
- 2 困難を抱える子ども・若者への支援の充実

## 第2次豊橋市教育振興基本計画



### 子ども・若者支援地域協議会の開催

#### ・豊橋市子ども・若者支援地域協議会設置要綱

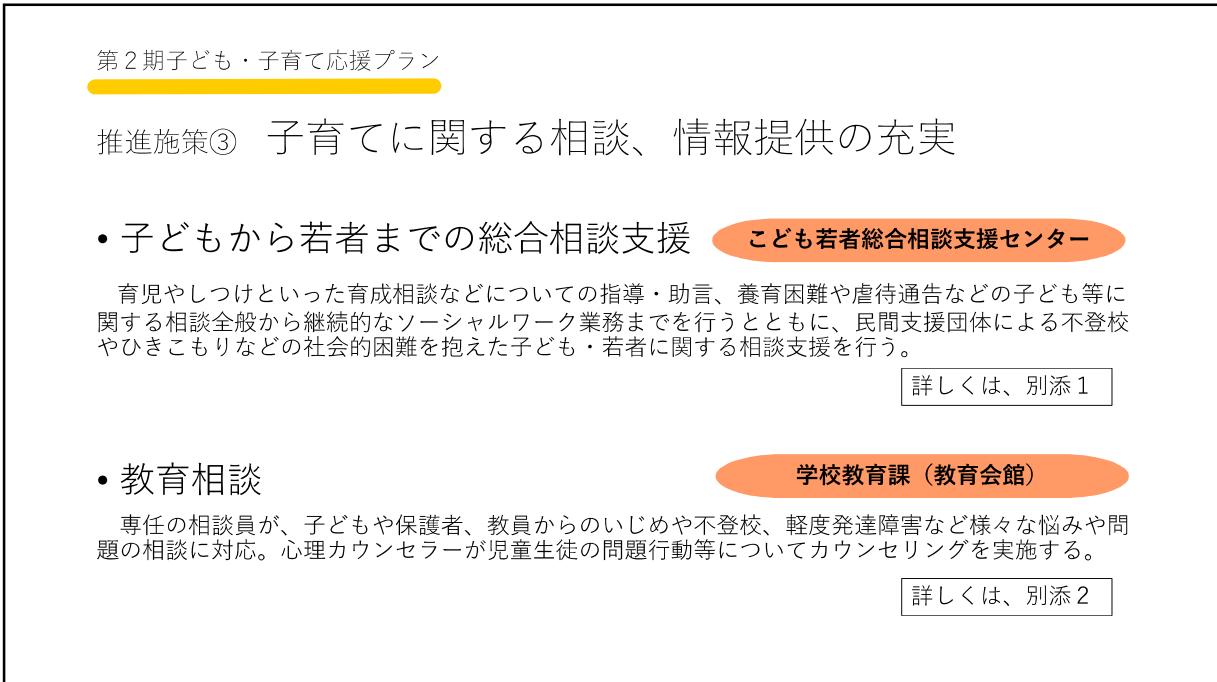
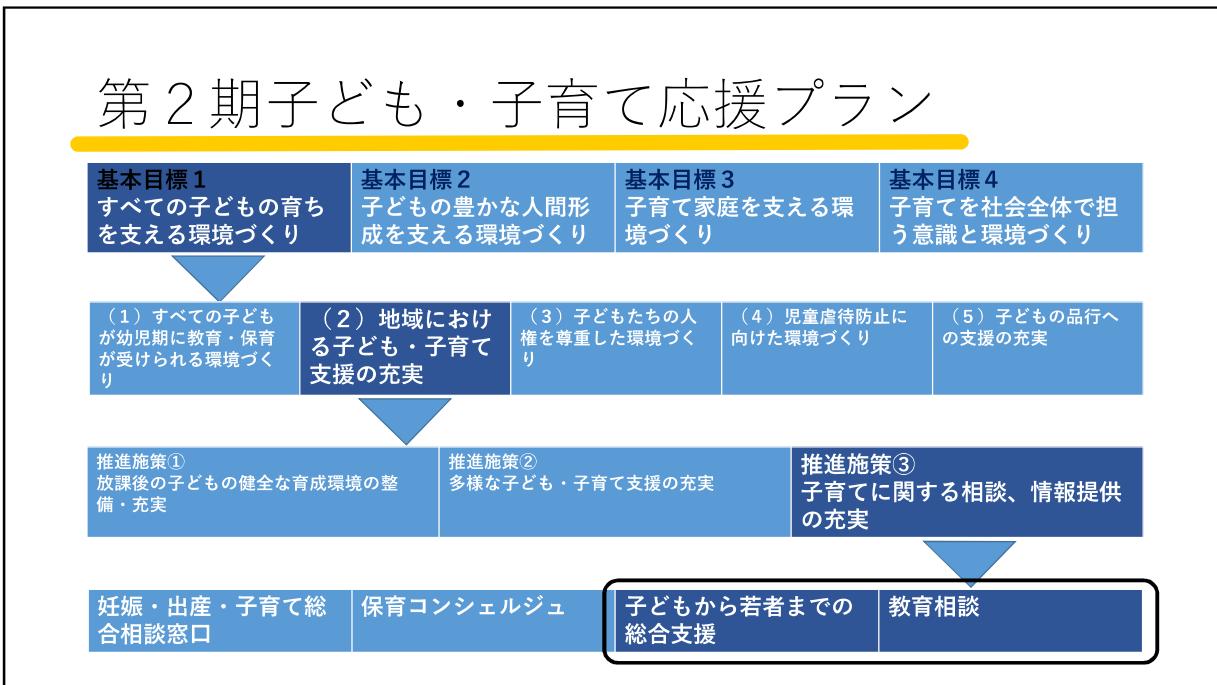
##### 所管事務

- (1)社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に係る情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2)社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に必要な体制の整備に関する協議に関すること。
- (3)社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に関する調査、研究、研修、広報活動及び啓発活動に関すること。
- (4)その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

##### → 代表者会議と実務者会議の実施

代表者会議 …協議会の運営方針の決定や協議会が円滑に機能するための環境の整備等について協議する。

実務者会議 …協議会の目的を達成するため、支援状況の進行管理や情報交換等を定期的に行う。



## 本人・家族の心のケア

健康増進課

- 精神科医による相談

精神保健福祉相談を年6回、思春期精神保健相談を年8回実施。

- おたまじゅくしの会

不登校やひきこもりの悩みを持つ家族同士で交流し、お互いの悩みを共有したり、情報交換など交流の場として、ひきこもりの問題を抱える家族の会を年12回開催。

# こども若者へココからエールを

豊橋市こども若者総合相談支援センター「ココエール」は、  
こどもと若者に関するあらゆる相談に応じ、  
こどもと若者の健やかな暮らし、  
伸びやかな未来をいっしょに考えながら  
一人ひとりの困りごとに寄り添った  
サポートをします。

- 児童福祉法に基づく、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、相談全般から専門的な支援まで、継続的な相談援助を行う拠点です。
- 子ども・若者育成支援推進法に基づく、困難を抱える子ども・若者が円滑な社会生活を営むことができるよう必要な情報の提供や助言を行なう拠点です。



## 多様な支援

ご相談の中で必要な支援をコーディネートします。まずはお気軽にお電話ください。



### 訪問

ココエールへお越しいただくことが難しい場合など、ご自宅や学校へ相談員等が伺います。

### 同行

市役所の手続きや病院の受診など、お一人では難しいことをサポートします。

### カウンセリング

心理カウンセラーなど専門家がサポートします。

### 体験講座

- ◎工作やお菓子づくりなどを通じ、興味の傾向や得意なことを見つけます。
- ◎学習体験を通じ、一人ひとりに合った学び方を見つけます。
- ◎おもちゃや花などを使って、心の発達につながる体験をします。

### 勉強会

- ◎子育て、お子さんの発達について
- ◎不登校などのお子さんへの対応について  
※テーマに合わせてグループで行います。

その他、さまざまな機関や団体、民間企業などと連携し適切にサポートいたします。

豊橋市立小中学校  
不登校対策の手引き 「つながり」早見表  
令和4年度豊橋市不登校対策推進協議会 改訂

各機関に連絡をする際、的確な助言、支援を得るために、右の2点を明確に伝えましょう。

①誰が何に困っているか ②学校の方針(どうしたいか)

### 専門的なカウンセリングを受けたい

① 校内で スクールカウンセラー(SC)との面談

② SCとの面談が難しい

#### 市心理カウンセラー(臨床心理士)による学校訪問の活用

##### <活用ケース(例)>

- ・面談希望者が多く、SCでは対応しきれない場合
- ・面談希望者がSCとは異なる臨床心理士を希望した場合

##### <手続き方法>

- ・生活サポート主任が校内の希望を調整して手続きを行う

③ 学校では話しにくい 教育相談室での相談・面談

<特色>・臨床心理士と面談できる(要予約)

- ・教育相談員(教職経験者)と電話相談や面談ができる

<日時>・月～土 9:00～18:30 <会場> 教育会館内相談室

◆連絡先・教育会館内教育相談室 ☎33-2115

### 学校以外の場所に居場所をつくりたい

#### とよはしほっとプラザの活用

<対象>・学校への登校について悩んでいる児童生徒

<特色>・学習や運動など、時間割に沿って活動している  
・外に出かける行事なども行っている

<日時>・月～金 10:00～15:00

◆連絡先・入級希望者がいる、入級を勧めるか迷っている場合  
学校から教育会館へ連絡する (☎33-2113)

#### <プラザ入級検討の流れ>

1. 学校内での協議・検討

※動き回る、つきっきりで支援が必要等、個別に支援が必要と考えられる児童生徒の場合は、保護者に入級を勧める前に、必ず教育会館にご相談ください

2. 学校と本人・保護者で相談

3. 入級面談の日程調整

#### <所在地と入級後の連絡>

支援検討会の日程調整、日々の連絡等はプラザへ直接連絡する

○中央 職業訓練センター内  
☎090-7693-2338

○東 視聴覚教育センター内  
☎41-7630

○西 青少年センター内  
☎37-8008

### 特別支援教育や発達障害に関する相談をしたい

#### にじの子相談での相談・面談

<特色>・教育相談員(教職経験者)との来館相談(要予約)や電話相談が受けられる  
・必要に応じて発達検査が受けられる

<日時>・月～土 9:00～17:00

◆連絡先・教育会館内にじの子相談室  
☎33-1366

### 家庭環境の改善を図りたい

#### スクールソーシャルワーカー(SSW)の派遣

<特色>・関係機関との連絡調整を進め、家庭環境の改善を図るための支援を行う

◆連絡先・まずは生活サポート主任から教育会館へ連絡する ☎33-2113

### 面談時の通訳を依頼したい

#### 外国人相談コーナー

##### <特色>

- ・ポルトガル語、タガログ語、スペイン語に対応
- ・学校や教育会館の各種相談時の通訳依頼可

・児相、ほいっぷへ同行して通訳すること也可

◆連絡先・市役所11階  
外国人相談コーナー  
☎51-2077

### 虐待やネグレクト等の疑いが生じた

まずは、ココエールに以下の内容を伝える

- ①虐待やネグレクト等を疑うに至った経緯と理由
- ②児童生徒本人が事態をどのように捉えているか
- ③保護者の様子
- ④学校の方針

※不明な点は、教育会館 (☎33-2113)までお問い合わせください。

### 医療機関に相談をしたい

医療機関での受診を見越して相談したい

#### こども発達センターでの相談

<対象>・子育て、言葉や発達の遅れなどで悩む保護者や子ども

<特色>・医師による診療やリハビリ

◆連絡先・豊橋市子ども発達センター  
☎39-9200 (要予約)

#### 思春期精神保健相談

<対象>・思春期に見られる心の問題で悩む保護者や子ども

<特色>・児童精神科医師との相談可

◆連絡先・市健康増進課  
☎39-9145 (要予約)

#### こころの健康相談

<対象>・保護者が対象

<特色>・臨床心理士との相談可

◆連絡先・市健康増進課  
☎39-9145 (要予約)

### 精神科医に相談したい

#### 学校医制度

<特色>・スクールカウンセラーが医療機関に相談した方がよいと判断した子どもについて、学校が担当医に相談

◆連絡先・学校管理職からクリニックに直接連絡し、「学校医の枠で」と伝えてください  
もしくは  
教育会館へ  
☎33-2113

#### かずおメンタルクリニック

☎48-6666  
西幸町字浜池 43-2

高豊、章南、豊岡、東部、東陽、本郷、南稟、二川、五並、高師台、の各中学校区

#### かみやメンタルクリニック

☎34-1411  
牟呂町西明治源助堀6-1  
南陽、北部、石巻、中部、豊城、青陵、東陵、羽田、牟呂、吉田方、南部、前芝の各中学校区

### 豊橋市こども若者総合相談支援センター(ココエール)

☎54-7830

# ひきこもり支援施策の全体像

令和5年度予算案：17.6億円

令和4年度第二次補正：59億円の内数

より身近な市町村域における相談窓口の設置と支援内容の充実を図り、これを都道府県がバックアップする体制を構築

